

県北地域・職域連携だより 第8号

発行年月日：令和2年3月27日
発行：県北地域保健・職域保健連携推進連絡会

健康経営の取組紹介

県のモデル事業に参加いただいている株式会社ナプロアース（伊達市梁川町）の健康経営の取組を紹介します。

ナプロアースでは健診の結果、肥満や脂質異常の増加傾向が見られたことから、従業員向けに生活習慣の改善に向けたセミナーの開催や禁煙の普及啓発、血圧計と体組成計の設置等を通して、従業員の健康意識を高める取組をしています。



朝礼時のラジオ体操



運動セミナー



禁煙週間の普及啓発

今年度は特に、若い従業員の食生活改善に向けて、カゴメのセミナーを開催しました。食生活の改善に向けた食事の選び方、摂取量、野菜の食べ方等についての講話を受け、日ごろの食事内容の振り返りや今後の実践したいことを考えました。

セミナーで学んだことをもとに、一人一人の従業員が食生活改善に取り組んでいます。



食生活改善セミナー



野菜飲料飲み比べ



野菜摂取充足度測定

企業の担当者から一言（川崎常務取締役）

当社は若い社員が多く、食生活に関する意識が殆どありませんでした。しかしカゴメさんのセミナーを受講し野菜を食べることの大切さを学び、自分の体内の野菜充足度を数値化されたことにより、意識して摂取するようになりました。楽しんで取り組んでいます。

改正された健康増進法が2020年4月1日から全面施行されます

事務所や工場等は2020年4月1日から原則屋内禁煙となります。

屋内に喫煙専用室を設置している場合は、以下の基準を満たす必要があります。

①たばこの煙の流出を防止するための技術的基準

- (ア) 出入口において、室外から室内に流入する空気の気流が、0.2メートル毎秒以上であること。
- (イ) たばこの煙が室内から室外に流出しないよう、壁、天井等によって区画されていること。
- (ウ) たばこの煙が屋外又は外部の場所に排気されていること。

②標識の掲示

(ア) 喫煙専用室標識

(喫煙専用室の出入り口に掲示)



(イ) 喫煙専用室設置施設等標識

(施設の主たる出入り口に掲示)



標識は厚生労働省ホームページからダウンロードできます。
(「なくそう！望まない受動喫煙」で検索)

③20歳未満の者の立ち入り禁止

喫煙所の空気環境測定をご活用ください

県北保健福祉事務所では、事業所の喫煙所の空気環境測定を行い、職場の受動喫煙防止に向けたアドバイスや従業員への健康講話を行っています。

事業所に設置している喫煙室が健康増進法で定める喫煙専用室の基準を満たすかどうか等、相談を受け付けていますので、ぜひご利用ください。

【対象】二本松市、伊達市、桑折町、国見町、川俣町、大玉村の事業所

【問合せ先】県北保健福祉事務所 健康増進課 (電話) 024-534-4161

「県北地域の職場の健康づくりを支援する事業」を掲載しました

事業所を対象としたセミナー、講師派遣、健康相談等、県北地域の職場の健康づくりを支援する事業と関係機関の情報をホームページに掲載しました。

県北保健福祉事務所「働きざかりの健康づくりを応援！」ページをご覧ください。

県北保健福祉事務所 働きざかり

検索



事務局：県北保健福祉事務所 健康増進課

電話：024-534-4161 FAX：024-534-4105

メール：kenpoku.zoushin@pref.fukushima.lg.jp